

豚コレラの対策と感染拡大防止のための緊急提言

昨年9月、国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、これまでに5府県で約12万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらし、関係者による懸命の努力にもかかわらず、依然として野生いのしし感染の複数県への拡大と断続的な農家での発生が続いている。

発生府県においては、発生直後から各農場の防疫対策の強化に加え、野生いのししへの経口ワクチン散布、捕獲強化や防護柵の設置など、手探りでの対策が続いているが、10ヶ月を経た現在もなお、終息が見通せない状況にある。

このような中、養豚農家においては、先の見えない状況に日々緊張を強いられ、また、発生地域では出荷量が大幅に減少するなど、流通も含め、業界全体としても大変憂慮すべき状況となっている。さらには、食肉価格の上昇にも波及するなど、国民生活への影響が懸念される。

今回の豚コレラは、海外由来の家畜伝染病が野生動物を介して家畜へと感染拡大するという過去に経験のない事態であるが、今後、外国人労働者や外国人観光客を積極的に迎え入れるなど国が開かれていく中で、全国どこでも起こり得る問題である。

国においては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、感染の拡大防止、撲滅に向け、隣接県も含めた総合的な対策の強化を図るとともに、豚コレラの終息と産地の再生のため、次の事項について早急に特段の措置を講じることを強く求める。

- 1 豚コレラウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、感染の拡大状況を踏まえ、あらゆる手段を行使し、一刻も早い事態の終息を図ること。
- 2 海外由来の豚コレラが野生いのししを介して家畜へと感染拡大するという、過去に経験のない新たな事態に見合った、産地全体の防疫力を高めるためのハード・ソフトの対策について、特定家畜伝染病防疫指針に位置付けるなど、対応方針を明確化したうえで充実・強化を図り、所要の財源を国事業として確保すること。

- 3 野生いのしし感染地域など、農場の立地や周辺環境等に応じ、感染リスクに見合った衛生管理の上乗せ基準を明確化し、これに基づく農場における消毒作業など飼養衛生管理の強化、ハード整備も含めたバイオセキュリティレベルの向上に加え、野生動物等の侵入防止のための緩衝帯や防護柵の設置など農場周辺の環境整備等についてもパッケージで財政支援すること。
- 4 国主導のもと対応方針を決定し、県をまたがる広域的な野生いのししの捕獲強化、経口ワクチンの重点散布帯の構築、防護柵の設置など、感染いのししの封じ込め、撲滅に向けた広域対応の強化を図るとともに、地方が取り組む対策への支援を充実すること。
- 5 無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、発生農場の経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。
- 6 地域の養豚生産を支えたと畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少による経営環境の激変を緩和する支援措置の創設など、生産振興の観点から特別の支援を行うこと。また、と畜場における交差汚染防止対策について、発生県以外を含め、財政支援の対象とすること。
- 7 広域かつ広範囲での発生や長期に及ぶ断続的な発生に備えた獣医師の確保、防疫作業の相互応援など、広域的な支援体制を強化すること。また、埋却による防疫措置が困難な地域もあることから、移動式レンダーリング装置の配備拡大を行うこと。
- 8 中国やベトナム等海外で感染が拡大しているアフリカ豚コレラやアジアを中心に感染が拡大している口蹄疫などの家畜伝染病の国内侵入を防止するため、国際線が就航する地方空港やクルーズ船等が寄港する海港での検疫体制の強化や消毒用マットの設置など一層の水際対策を徹底すること。また、豚コレラ等発生国に対し、畜産物等の持ち出しによる豚コレラウイルス等の流出防止対策についても働きかけること。